

## 長野県バドミントン協会加盟団体細則

### (加盟・登録)

第1条 長野県バドミントン協会規約第10条とする。

### (義務・遵守事項等)

第2条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、毎年スポーツ団体がバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の適合状況について、自己説明及び公表し、本会に報告する。

2 関係法令及び加盟団体に適用する本会規約等を遵守し、かつ必要となる諸規約等を整備したうえで、それに基づき組織運営等を行うこと。

3 スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。

4 役職員等の関係者は本会が定める「倫理規程」に則り、必要となる諸規約等および体制を整備し、それに基づき組織運営等を行うこと。

5 加盟団体は、各団体の組織運営等に関する本会からの問い合わせ等に対し、適切に対応すること。

6 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、定期的に、又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行う。

7 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

8 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合は、委員を派遣し、その組織運営等の状況を調査し、その加盟団体役職員等の関係者に質問させることができる。

9 本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。また、選考結果に対して質問や抗議があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど適切に処理するものとする。

10 加盟団体の役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場ある者並びに競技者等は、上下関係を利用して、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。

11 加盟団体の役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場ある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。

### (事業計画・報告の提出)

第3条 加盟団体は、毎事業年度の総会までに、次の書類を本会に提出・報告する。

(1) 当該年度の事業計画書

(2) 当該年度の収支予算書

(3) 役員名簿

2 加盟団体は、毎事業年度の次年度総会までに、次の書類を本会に提出・報告する。

(1) 当該年度の事業報告書

(2) 財務諸表又は収支決算書

(3) 役員名簿

3 加盟団体は、提出・報告した書類に変更事項があった場合は、直ちに書面をもって届け出なければならない。

### (資格の失効・処分・不服申立等)

第4条 長野県バドミントン協会規約第11条、第13条、第23条、長野県バドミントン協会倫理規程第5条、本加盟団体細則及び特別委員会の調査報告に基づき、理事会・総会で議決する。総会での議決後、事由により速やかに長野県スポーツ協会へ報告する。

2 処分は注意（口頭注意・文書注意）、勧告、資格停止（有期限）、除名とする。

3 本会の決定に不服があるときは、本会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

1 本細則は、2020.7.1 施行する。